

議案第 18 号

向日市介護保険条例の一部改正について

向日市介護保険条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 24 日提出

向日市長 久 嶋 務

条例第 号

向日市介護保険条例の一部を改正する条例

向日市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「平成26年度」を「平成29年度」に改め、同項第1号中「27,956円」を「31,062円」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する者」を「令第39条第1項第2号に掲げる者」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「（前号に該当する者を除く。）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号中「令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する者」を「令第39条第1項第4号に掲げる者」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「令第39条第1項第4号に掲げる者（前号に該当する者を除く。）」を「令第39条第1項第5号に掲げる者」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号イ中「次号イ」の次に「、第8号イ」を加え、同号を同項第6号とし、同項第8号イ中「次号イ」の次に「、第9号イ」を加え、同号を同項第7号とし、同項第9号イ中「次号イ」の次に「、第10号イ」を加え、同号を同項第8号とし、同項第10号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第11号イ」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「130,461円」を「133,567円」に改め、同号イ中

「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 155,310円

ア 合計所得金額が10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第2条第1項第12号中「149,098円」を「177,053円」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号に掲げる者に対する平成27年度及び平成28年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,956円とする。

第4条第3項中「若しくはハ」を「、ハ若しくはニ」に、「又は第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「第6号まで」を「第9号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の向日市介護保険条例第2条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

- 3 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）
第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間に行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 4 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間に行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 5 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間に行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 6 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間に行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

〈参 考〉

向日市介護保険条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者</u> <u>31,062円</u></p> <hr/> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> <u>40,381円</u></p> <hr/> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> <u>43,487円</u></p> <hr/> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> <u>55,912円</u></p> <hr/> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> <u>62,124円</u></p> <hr/> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者</u> 71,443円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が1,250,001円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者</u> <u>27,956円</u></p> <hr/> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> 34,169円</p> <hr/> <p>(3) <u>令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する者</u> <u>40,381円</u></p> <hr/> <p>(4) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者（前号に該当する者を除く。）</u> 43,487円</p> <hr/> <p>(5) <u>令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する者</u> <u>55,912円</u></p> <hr/> <p>(6) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者（前号に該当する者を除く。）</u> 62,124円</p> <hr/> <p>(7) <u>次のいずれかに該当する者</u> 71,443円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が1,250,001円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保</p>

護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 77,655円

ア 合計所得金額が2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 96,293円

ア 合計所得金額が4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 111,824円

ア 合計所得金額が6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 133,567円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 155,310円

ア 合計所得金額が10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ_____、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 77,655円

ア 合計所得金額が2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ_____、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 96,293円

ア 合計所得金額が4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ_____又は第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 111,824円

ア 合計所得金額が6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ_____に該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 130,461円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）_____に該当する者を除く。）

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 177,053円

2 前項第1号に掲げる者に対する平成27年度及び平成28年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,956円とする。

3 前2項に規定する保険料率を決定する場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第4条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ、ハ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 149,098円

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第4条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略